

安心・安全な道路を守るために！ ～特殊車両の取締りをおこないました～

11月9日（木）前沢車両検測所（住所：奥州市前沢区古城字幅下）において、特殊車両を対象とした過積載などの違反車両に対する指導取締りをおこないました。

この日は、水沢警察署2名のご協力のもと合計17名で、車両の長さや高さ、総重量、許可書携帯有無、通行経路等を確認しました。

違反車両の取締りを実施することにより、交通安全の確保や、橋や舗装など道路構造物の劣化抑制につながりますが、一部に無許可や許可条件違反が散見されます。交通の危険防止と道路保全のためにも、特に積荷の重量は許可範囲内での走行をお願いします！

※写真は作業風景を掲載したものであり、違反車両を公表するものではありません。



水国だより

平成29年11月21日

岩手河川国道事務所
水沢国道維持出張所

◆ 取締りの結果 ◆

取締り台数・・・5台

うち、
違反車両・・・1台
・許可条件違反
（重量・長さ超過）

下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です！

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行（連結・積載）状態で12m ※トレーラー等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t

【注意】

・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

国道4号 一関市（宮城県境）～花巻市（二枚橋）までを管理しています
水沢国道維持出張所

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字車堂79
TEL：0197-24-2187 FAX：0197-24-1289

